

鹿屋市告示第 185 号

次の者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者に指定したので、鹿屋市会計規則（平成 18 年鹿屋市規則第 60 号）第 39 条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 指定公金事務取扱者の名称

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会 会長 宮下 昭廣

2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地

鹿屋市輝北町上百下 2100 番地 1 輝北ふれあいセンター内

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の内容

乗合ワゴン利用料金（運賃収入）

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

5 指定公金事務取扱者と委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

委託期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日